

第 112 回開設運営協議会議事録

1 日時 令和元年 10 月 7 日 10:00 ～ 11:00

2 場所 中央卸売市場水産棟 4 階 A 会議室

3 出席者

(1) 開設運営協議会委員

阪田副会長、小川委員、藤田委員、村田委員、山口委員、阪田委員、

高橋（清）委員、高橋（守）委員

(2) 開設者（事務局）

片貝市場長、西内管理課長ほか

事務局：企画調整担当係長

資料 1 「業務規程等改正の方向性について」説明

1 頁目「業務規程等改正の方向性」について、「公共性の確保」では、今回の法改正によって中央卸売市場の開設が民間参入も「可」となりましたが、引き続き札幌市が開設をしていきたいと考えており、また、卸売業者や仲卸業者の「許可制」等に関しても、引き続き維持していきたいと考えています。

そういったことを踏まえ、市民の皆様のニーズに答えていく方向性で業務規程の改正案をまとめていますが、今回、この骨子を作るに当たり、昨年「法改正対応検討委員会」を市場内で立ち上げ、昨年以降 40 回以上にわたる会議を開催しています。この委員会の中では、今後、市場の商売をどのように広げていくか、その一方で、公正な取引をどうやって確保するかなど、そういった観点からご意見をいただいています。

2 頁目以降は、具体的な改正の中身になっており、今回の改正で新設するパートが二つあり、そのうちのひとつが卸売業者の許可に関する部分となっています。

これまで国が卸売業者に対し、その業務に対する許可を行っていましたが、今回の法改正により、法律で定められていた部分がすべてなくなっており、業務規程において卸売業者の許可制度を新設したいと考えています。

中身に関しては、この市場で取り扱う部門は、青果部、水産物部であるとか、許可するときの条件、法令に違反をして罰金等の刑を受けていないなどの内容を今までの法律からそのままの形で定めたいと考えています。

3 頁目、財務の関係についても定めを設けたいと考えています。

卸売業者の資産から負債を引いた金額のことを純資産額といいます。その基準を引き続き設定すること、年に1回、様式を定めて開設者へ事業の報告をするといった条件を改めて定めています。

4 頁目、新しく罰則の規定を業務規程で設けたいと考えています。

こちらにも基本的には、法律をそのままの形で定めるものになりますが、例えば、卸売業者の許可を得ないで勝手に卸売業務をこの市場内で行った場合には、懲役2年などの罰則を新たに設けたいと考えています。なお、この罰則の規定の設定には、検察庁との協議が必要となり、今年中には協議をし、その結果を踏まえ改めて設定します。

5 頁目以降は、現在ある業務規程の一部を変える中身となっています。

取引に参加する方の規定ですが、仲卸業者の規定に関しては、現在の業務規程を引き続き維持していきたいと考えています。

変更点は、年に1回、仲卸業者も事業に関する報告「事業報告書」の提出が必要ですが、その様式を若干変え、仲卸業者の親会社や子会社に関しても報告をもらいたいと考えています。

6 頁目、仲卸業者以外で卸売業者からせり等に参加して物を買える権利である売買参加者や市場の中で仲卸業者から物を買える権利である買出人の規定、卸売業者の社員のせりをする方に対する登録制も現行と変わらずに維持したいと考えています。この売買参加者ですが、今青果部では約400名程度、水産物部は70名程度であり、あわせて500名程度の方が権利を持っていますので、この売買参加者という制度を維持したいと考えています。

7 頁目、関連事業者という方で、運送、保管などを担う方々になります。

こちらにも、許可制のもと市場内の業務を行っていますが、ここも変更なく維持したいと考えています。

8 頁目「市場の供給の範囲」ですが、これまでこの市場の事業として物品を供給する対象として、人口180万人と規定をしていました。ただ、人口では増減がありますので、具体的な人数ではなく、範囲を変えたいと考えています。「主な対象の範囲としては、本市の区域とする。」とし、主な範囲としては札幌市内ということの規定をしています。

次に「開場の期日」ですが、これまで日曜日、祝日を休みとし、例外として水曜日を休みにしていましたが、例外が非常に多くなったので、今回、水曜日原則休みと変え、連休がある場合等は、例外的に水曜日は開けるということで整理したいと考えています。

9 頁目「売買取引の方法」ですが、市場の取引は、原則として「せり売り」と「入札」、一対一で行う「相対取引」があり、こちらは引き続き維持したいと考えています。また、本来「せり売り」をしなければならない物品に対して、事故や地震等の天災により「相対取引」に変える場合は、これまでは事前に札幌市の承認が必要でしたが、承認を得てからの販売では物が滞りますので、これを事前の承認制から事後の届出制に変えたいと考えています。

次に「第三者販売」ですが、卸売業者については、引き続き仲卸業者、売買参加者以外の方に原則売れない規定を維持したいと考えていますが、例外規定として、卸売業者が輸出をする場合、これを事前の承認制を事後の届出制に変えるところと、その他の例外について、例外の中身については事業者と協議しているところですが、例外を設けたいと考えています。

10 頁目「商物一致の原則」ですが、市場の取引を行う場合は、一旦荷物は全て市場の中に入れるというルールが原則としてあり、こちらも原則維持したいと考えていますが、物によっては、直接、実需者の元に届けたほうが効率的な場合も多々ありますので、この場合は、直送することは可能になるような例外を設けたいと考えています。

「直荷引き」については、仲卸業者は卸売業者以外から物を仕入れられないというルールがあり、こちらも原則維持したいと考えていますが、こちらも例外として、輸出のために卸売業者以外から仕入れる場合は、今までの承認制から届出制に変更したいと考えています。

11 頁目公表の関係ですが、今まで、卸売業者が行っていた販売結果を、1 階の売り場のスクリーン等で表示をして、値段、数量等を公表していましたが、インターネットを使っているの公表と法律が変わりましたので、業務規程もインターネットを利用して公表する内容に改正したいと考えています。

12 頁目、支払いに関する条件については、仲卸業者が買出人に販売する際の条件を新たに追加しています。これまで、ここまでの規定は法律で述べられていませんでしたが、今回の法改正によって、仲卸業者からその先についても規定するようにとのことで追加しています。

「使用料等」については、会議室等の使用について新たに料金設定をしたいと考えています。

13 頁目「監督・検査」については、これまで卸売業者の財務に対する改善命令に関し

ては国の権限で行っていましたが、札幌市で行えるように改正をしたいと考えています。

14 頁目「附属機関」については、札幌市の附属機関である開設運営協議会や取引委員会について、引き続き設置をしたいと考えています。

15 頁目、今後のスケジュールについては、今回の条例改正案を年明け2月の第1回目の定例市議会に改正案を提出しますので、年内にパブリックコメントを実施したいと考えています。

議長：阪田副会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありました「業務規程等改正の方向」、そして改正案の骨子についてのご説明がありました。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

山口委員

質問ですけれども、よろしいですか。

8 頁、業務規程等改正案骨子、既存の規定となっておりますが、今まで市場は、日曜日に休場することは市民の中にも知れ渡っています。今までも、水曜日に臨時休場することがあったようですが、これが決まりましたら、日、水と市場がお休みになるということですか。

事務局：管理課長

今は、月曜日に祝日等があった場合は、水曜日に休んでいないのですが、そうではないほとんどの週を臨時休市日と定めて休んでおりまして、その臨時休市日を正規の休みとし、週に連休がある場合などには水曜日を開市とすることにしています。

山口委員

この決まりに異論はないのですが、生鮮食料品、特にお魚なんかは、朝せりにかかってスーパーに出されると思います。日曜日がお休みの時は月曜日の朝にせりにかかってお魚は市場から出ていく。そうすると、水曜日がお休みだと水曜日のスーパーは、あまり新鮮なお魚は並ばないのでしょうか。

高橋（清）委員

休みの日でも社員が出てきて、荷渡しはしています。

あくまで生鮮水産品の安定的な供給を確保する観点から、祝日の連休や、就労 40 時間という条件もある中で、公的使命を果たすべく苦勞しながらやっています。

事務局：市場長

もともと市場は、お盆と年末年始、日曜日だけ休んでいる形態でしたが、水曜日の休みが多くなってきた背景は、生鮮品の流通における保管能力が高まってきていることです。というのは、例えば冷蔵庫や冷凍庫、あるいは野菜ですと保冷库という鮮度保持の技術が、市場、小売り、スーパーで高まってきています。流通在庫と言いますが、その商品管理ができるようになってきています。

輸送や倉庫での鮮度保持の技術が進んできたこともあり、もともと水曜日が例外的なお休みとして始まりましたが、市場で働く方のお休みの確保、労働面からの配慮もあり、近年特に水曜日のお休みが増えてきています。

高橋委員のお話にもあったとおり、市場の事業者の皆さんは、休日の対応もされています。市場全体としては、水曜日にお休みしても、市場より後ろの流通には影響を与えないということが段々わかってきましたので、現在、水曜日はお休みという日が増えてきているので、その臨時の考え方を逆にしたというのが今回の内容です。

山口委員

流通のバックグラウンドの性能が良くなってきたこと、ひとつこれは私もいいと思うのですが、働き方改革が進んでいますので、そのようなことも大事な事かなと思います。

ありがとうございました。

議長：阪田副会長

それでは、前回の協議会の中で市長から諮問をされておりました「業務規程等の改正の方向性」につきましては、今回の資料でご説明のあった内容を含めまして「妥当」とすることで答申をいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

では、「業務規程等の改正の方向性について」の答申は、原案どおり決定させていただきます。